

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実の目的は、経営の合理性、適法性や透明性の向上・徹底を図ることを通じて、企業価値を高め、企業の社会的責任を果たすこととあります。今後もコーポレート・ガバナンスの充実を、当社グループ全体の経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、積極的に取り組んでまいります。

具体的には、以下のように経営の合理性、適法性及び透明性の向上・徹底に取り組んでまいります。

経営の合理性の向上

企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするステークホルダーへの利益の還元に努めていくため、経営環境の変化に迅速に対応できる適正で合理的な意思決定体制と業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業経営の合理性を向上させてまいります。

適法性(コンプライアンス)の徹底

法令の遵守はもちろんのことですが、内部統制システムの実効性を高めるべく関連する社内諸規程等を整備するとともに、企業倫理の観点から役職員のコンプライアンス意識を醸成し、それに基づき各部門が業務を遂行していくよう、適法性確保の徹底に努めてまいります。

透明性の向上

株主をはじめとするステークホルダーに対し、適時・適切に、かつ積極的に情報公開を行うことで、ディスクロージャーをさらに充実させ、経営の透明性を高めてまいります。

最後になりましたが、当社では監査役制度を採用しております。監査役の過半数を社外監査役に構成しており、監査機能の面では十分に機能する体制が整っていると考えております。今後も経営の監視機能の強化及び健全性の向上に努め、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シートック	3,121,000	10.11
有限会社レッジウッド	2,373,000	7.69
ニウヴァレーキャピタル合同会社	1,679,000	5.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,081,400	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	939,000	3.04
木村憲司	912,397	2.95
木村恭介	911,275	2.95
木村通秀	911,016	2.95
木村友彦	820,149	2.66
株式会社みずほ銀行	700,952	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・【大株主の状況】につきましては、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。
- ・当社は自己株式1,416千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡ゆかり	弁護士													
後藤芳一	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡ゆかり	○	当社は、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役選任理由 弁護士として培われた専門的知識と高い見識を有しておられ、当社のコンプライアンス経営や、コーポレートガバナンス体制の強化にその見識を活かしていただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。 ・独立役員指定理由 独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないほか、有価証券上場規程施行規則211条4項第5号に規定する事由に該当もないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。
			<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役選任理由 長年、企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野に携わってこられ、ま

後藤芳一	○	当社は、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。	た、産学連携や研究分野における豊富な経験と、幅広い知見を有しておられることから、その知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ・独立役員指定理由 独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないほか、有価証券上場規程施行規則211条4項第5号に規定する事由に該当もないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。
------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携については、監査役は会計監査人から監査の計画、結果について説明を受け、随時情報交換や意見交換を実施しております。また、会計監査人による子会社往査の際にも、必要に応じて監査役が同行し立会いを行っております。一方、監査役と内部監査室の連携については、監査役は内部監査室から監査結果の報告を受け、意見交換を実施しております。また、会計監査人による監査の報告会にて問題の共有化を図るとともに、必要に応じて監査役・内部監査室の合同監査も実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
篠原靖宏	税理士														
佐藤正樹	公認会計士										△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

篠原靖宏	○	当社は、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・社外監査役選任理由 長く税務に関わってこられたことによる経験と、税理士、公認会計士としての専門知識、企業実務における知見等を活かしていただくことで、当社グループの監査体制の強化につながるもの判断し、選任いたしました。 ・独立役員指定理由 独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないほか、有価証券上場規程施行規則211条4項第5号に規程する事由に該当もないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。
佐藤正樹	○	当社は、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・社外監査役選任理由 公認会計士としての資格を有しており、長年にわたる会計監査経験に基づく高い見識を活かしていただくことで、当社グループの監査体制の強化につながるもの判断し、選任いたしました。 ・独立役員指定理由 平成24年12月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、その在籍期間中、当社の監査業務には一切関わっておらず、また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないほか、有価証券上場規程施行規則211条4項第5号に規程する事由に該当もないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上を図るとともに、業績向上に対するインセンティブを高めるための報酬として、ストックオプションの目的で新株予約権を一部取締役に対し付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役員、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

当社の一部取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期において、当社が取締役に支払った報酬の総額は、3億15百万円であります。なお、この金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の重要な議案について提案の背景、目的、内容等の事前説明を実施しております。社外監査役に対しては、連結経営会議資料や会計監査報告書など、必要な情報・資料を、都度書面にて提供し、また監査役につきましては、職務を補助する使用人を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行について

取締役会は、原則として毎月1回開催され、法令で定められた事項や経営上重要な事項について議論し迅速な意思決定を行っております。また、当社及び連結子会社の取締役及び執行役員等で構成された連結経営会議は、原則として毎月1回開催され、さまざまな経営課題を幅広く取り上げ活発な議論を行い、経営活動の最適化を図っております。

監査・監督について

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は原則として毎月1回開催し、法令で定めた監査方針や業務の分担に基づき、取締役会などの重要な会議への出席、取締役等から営業報告の聴取、重要書類の閲覧を行うなどして、厳正な監査を実施しております。なお、監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成しております。また、社長直属の内部監査室が、内部監査規程に基づき連結子会社を含めた全部門を対象に業務監査及び会計監査を計画的に実施し、内部監査の充実を図っております。

指名について

取締役及び監査役の候補者指名については、代表取締役が見識、経験、能力等を総合的に勘案して候補者を取締役会に提案し、取締役会において決定しております。

なお、監査役の選任議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

報酬決定について

役員報酬については、株主総会で決定された全取締役及び全監査役それぞれに支払う報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会から一任された代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、また各監査役の報酬額は、監査役が協議のうえ決定しております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人から厳正な会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の川島繁雄氏、小堀一英氏の2名であり、また監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士が7名、その他が5名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役8名のうち社外取締役2名、監査役3名のうち社外監査役2名で構成しております。それぞれの社外役員が、一般株主との利益相反の恐れのない独立性を有しております。また、社外役員がもつ豊富な経験と幅広い見識、財務的もしくは法務的な専門性を活かし、取締役の業務執行に対し、中立的、客観的立場から適正な監査・監督機能を十分に果たしております。当社は、社外取締役及び社外監査役の存在は、当社グループの経営体制の強化とともに、コンプライアンス体制の充実に寄与するものと考えており、それゆえ現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用し、また、さらなる体制の充実をすすめております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	出席者の方がわかりやすくなるよう、株主総会のビジュアル化を行っております。また、当社ホームページ上には、株主総会招集通知及び事業報告を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト向けに、中間期及び通期に関する決算説明会をそれぞれ行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(期末・四半期)、招集通知、事業報告、年次報告書(期末、第2四半期)及びアニュアルレポートを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任部署として、広報・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する当社グループの姿勢を盛り込んだ「コンプライアンスマニュアル」を含む『企業倫理ガイドブック』を配布しており、企業倫理室が、企業倫理の観点から社員の啓発・指導を行っております。
その他	役員への女性の登用状況 当社の取締役の数は8名であり、男性7名、女性1名であります。監査役の数は3名であり、そのすべてが男性であります。執行役員は4名であり、そのすべてが男性であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) グループ企業行動憲章について、当社グループの役職員への浸透を図るとともに、広く社会に明示・伝達し、社会から信頼される企業風土を育てる。
- 2) 当社は、企業行動憲章のほか、コンプライアンス基本規程に基づき、当社グループの法令定款違反の未然防止を図る。
- 3) 当社は、コンプライアンス担当部門を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- 4) 当社は、当社グループの法令定款違反その他コンプライアンス違反についての内部通報システムとして、社内及び社外(第三者機関等)に通報窓口を設置し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- 5) 当社は、内部監査担当部門を設置し、当社グループの各部門を対象に内部監査を計画的に実施する。
- 6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力からの不当要求等に対しては、断固として屈することなく、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、社内規程に基づき適切に保存及び管理することとする。取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループのリスク管理を行う。当社は、グループ会社の規模や性質等に応じて、リスク管理規程を制定させるなどの必要な体制を整備させる。
- 2) 事業継続計画を策定し、地震その他の災害リスクに備えた体制の整備を行う。
- 3) 当社は、当社グループに重大なリスクが発生もしくは発生するおそれがある場合には、リスク管理基本規程に基づき、対策本部を設置し、必要に応じて外部の専門家(顧問弁護士・税理士等)の指導・助言を受け、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大防止・抑止に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項のほか、経営上重要な事項について議論し、意思決定を行う。
- 2) 当社は、グループ経営会議を原則として毎月1回開催し、グループ会社の事業計画の遂行状況や経営上の重要事項を報告させるとともに、議論を行い経営活動の最適化を図る。
- 3) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に対する経営管理体制を整備するとともに、グループ会社の経営上の重要事項を、当社との相談又は報告事項とする。
- 4) 当社は、当社が直接経営管理を行うグループ会社との間で経営指導契約を締結するなどにより、経営指導及び管理並びに間接業務(財務・人事・総務・法務等)のサポートを行う。
- 5) 当社は、社内規程に基づき、業務及び権限の分担を行い、効率的に個々の業務を遂行する。当社は、規模や性質等に応じて、これに準拠した体制を整備させる。

5. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助すべき職員の任命、異動等については、監査役会規則に基づき、監査役会の意見を尊重して決定するものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
- 2) 監査役より職務の命令を受けた当該職員は、その職務について、取締役の指揮命令を受けない。監査役会は、監査役会規則に基づき、取締役に対し、必要に応じて当該職員の独立性及び当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制等の整備を要請することができる。

6. 当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制等

- 1) 当社グループの役職員(これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項において同じ。)は、監査役に対し、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、内部通報の運用状況等について定期的に報告する。
- 2) 当社の内部監査担当部門は、監査役に対し、当社グループの内部監査結果について報告する。
- 3) 当社グループの役職員は、監査役に対し、以下の事項についてすみやかに報告する。
 - ア 当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 当社及びグループ会社に重大な法令定款違反のおそれのある事項
 - ウ その他監査役会が求めた事項
- 4) 当社及びグループ会社は、当社グループの役職員が上記1)から3)の報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行ってはならない。

7. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が効率的に行われるため、上記に掲げるほか、以下の体制を確保する。

- 1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- 2) 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書類その他の重要書類を、いつでも閲覧することができる。
- 3) 監査役は、定期的に会計監査人による監査報告を受ける。
- 4) 監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち意見交換を行うことができる。
- 5) 当社は、監査役からその職務の執行に係る費用等について請求があった場合、職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。反社会的勢力からの不当要求等に対しては、断固として屈することなく、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応します。

このような基本的な考え方を、社員向けのコンプライアンスマニュアルとして策定した「企業倫理ガイドブック」に明記するとともに、当ガイドブックを配布し、指導・説明を行うことで、周知徹底を図っております。

管轄の警察署担当係官とは、平素から緊密な連携を保ち、本店及び各支店の担当者との連絡及び通報体制を確立しています。また、外部の専門機関や顧問弁護士との連絡を密にして、反社会的勢力・団体に関する最新の動向や情報を収集するとともに、緊急時の指導・相談、援助の体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資家の皆様のご要望にお応えするため、投資判断に影響を及ぼすと思われる会社情報を法令遵守のうえ遅滞なくかつ公平に開示するよう努めており、情報取扱責任者として財務担当部長を、情報開示責任者として広報・IR部長をそれぞれ任じております。

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」という。）に従い会社情報の開示を行っております。

開示の基準といたしましては、「適時開示規則」に定める「決定事実に関する情報」および「決算に関する情報」は、原則として取締役会の承認を経て遅滞なく開示することとしております。また会社に重大な影響を与えると思われる事実が発生した場合には、「適時開示規則」の定める「発生事実に関する情報」に基づき、情報取扱責任者が社長または関係部門との協議により情報開示の可否を判断したうえで、遅滞なく開示することとしております。

開示の方法といたしましては、「適時開示規則」に該当する会社情報は、同取引所のTDnetに登録するとともに、同取引所内にある記者クラブで記者発表（プレスリリースの投函等）を行うこととしております。また、当社ウェブサイト上にも掲載いたします。

なお、「適時開示規則」に該当しない会社情報につきましても、投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすと思われる場合には、適切な方法で遅滞なく開示することとしております。